



まちづくり団体の活動紹介

水戸まちなかオープンテラス

～ コロナに負けないまちなかづくりへ～

株式会社まちみとラボ（都市再生推進法人） 代表取締役 三上 靖彦

令和2年6月5日、国土交通省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和しました。

■道路空間でのビジネスは原則禁止・特例扱いの許可

今までは、道路空間でビジネスをすることは原則禁止でした。最近増えてきたオープンカフェなどの取り組みの多くは、特例扱いになっています。道路占用主体はまちづくり団体、エリアマネジメント団体や商店街など、自治体に位置付けられた団体で、単なるビジネスをするのではなく、まちづくりの目的のため、特例扱いで認められています。このような動きを踏まえ、令和2年5月の道路法改正では、「歩行者利便増進道路」という新しい制度によって、道路空間の中に利便増進のための占用を誘導する仕組みが創設されました。



■今回の緊急措置のポイント

さて、今回の占用許可の基準緩和は、新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること、「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること、テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること、施設付近の清掃等にご協力いただけること、が主な内容です。

路上利用に伴う占用は、地方公共団体又は関係団体による一括占用のみで、個別店舗ごとの申請はできません。また、占用期間は、11月30日までの間（のちに令和3年3月31日まで期間が延長されました）です。

場所は、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさな

い場所で、歩道では、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要です。地方都市の多くでは2m確保すれば十分です。それでも水戸のまちなかでは、大通り（国道50号）以外では、2mの歩行空間を確保できる歩道は殆どありません。

また、道路という公共空間を使うので、公共性の担保が求められ、道路維持管理（道路の除草、清掃、植樹の剪定など）への協力が必要になります。その代り占用料は免除されます。

交通管理者である警察署からの道路使用許可も必要です。

■なぜ、飲食店の路上客席を緩和するのか

飲食店は、新型コロナウイルス感染症の影響で、休業要請や外出自粛、営業時間の短縮など、経済的な打撃を受けています。また、ソーシャル・ディスタンスの確保などの「新しい生活様式」や3密の回避で、物理的な客席の減少、消毒液や仕切り板の設置など、負担が大きくなっています。

令和2年5月、仙台市や佐賀県、沼津市で、飲食店のテイクアウトの支援、路上客席の社会実験が実施されました。他にも各地の飲食店から自治体に要望が上がり、また全国の自治体から国へと要望が寄せられたようです。

国土交通省

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

地方公共団体等と連携して申請すると

テイクアウトやテラス営業などのための道路占用の許可基準を緩和します

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和することとしました。

また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。

今回の緊急措置のポイント	
内容	① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体※1による一括占用※2 ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※2 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除（施設付近の清掃等にご協力いただいている場合）
占用期間	令和2年11月30日まで
【お問合せ】 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 水戸国道出張所 〒310-0851 茨城県水戸市千波町1-9-6 2-2 TEL: 029-243-5138 (直通) FAX: 029-243-5137	



■水戸のまちなか大通りでの取り組み

6月5日の許可基準緩和を受け、水戸市等と相談し、大通り（国道50号）沿道の飲食店で使用希望のある47店舗について、まちみとラボから占用許可申請することとしました。

6月26日、常陸河川国道事務所に一括で許可申請。エリア延長も期間も長く、営業形態も様々。さらに点字ブロックを避けて歩行空間を確保、等の制約があるので、何度も協議を行い、7月10日に占用許可が下りました。

続いて水戸市から水戸警察署に、道路使用許可を申請して頂き、条件付きで7月20日からの使用許可が下りました。

■大通りで期待すること

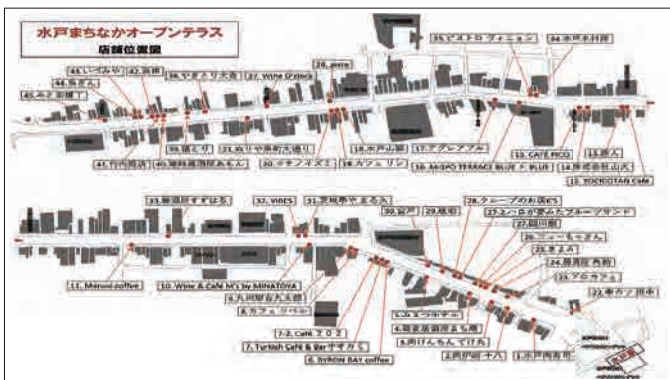
令和2年4月に「水戸のまちなか大通り等魅力向上検討協議会」を立ち上げ、未来ビジョンの策定と社会実験等に取り組んでいきます。実験的な試みであるこの大通りでの取り組みでの経験も踏まえ、水戸のまちなかを「居心地が良く歩きたくなるまちなか」へと再生したいと考えています。



○取り組みを始めるにあたって

取り組みを始めるに当たり、各店舗に対し、注意事項・依頼事項をまとめた文書をお渡ししました。周辺の方々への周知、通勤・通学時間など、通行量の多い時間は避けること、22時以降の路上での営業は禁止すること、点字ブロックからの離隔を30cm以上確保すること、等をお伝えしました。

また、記録としての写真提供も依頼しました。



■「水戸まちなかオープンテラス」の実際

この取り組みはコロナ対策の一環ではありますが、水戸のまちなかの新しい賑わいづくり、新しい暮らしづくり、例えば、路上飲食が当たり前の欧州のように、前向きに変わるきっかけになれば、と思っています。

さて、「水戸まちなかオープンテラス」と名付けたこの取り組み、実際はどうだったでしょうか。許可を受けた当時はまだ梅雨中、8月はいきなりの猛暑。お盆明けから、とお考えのお店も多かったのですが、今度は泉町でのコロナ騒ぎでお店側が自粛。ようやく9月に入ってから少しずつ始めるお店が増えてきました。それでも、猛スピードで歩道を走る自転車が衝突する可能性があり、止むを得ず諦めるお店や、バスの排気ガスの関係で飲食に馴染まないところも出てきました。



また「オープンテラス」と言う欧州の街角のように、歩道で優雅に飲食するイメージを思い起こす人が多いかも知れませんが、実際に始めて見ると、テーブルは一つか二つでそれほどのスケール感はなく、また家具の文化の発達した欧州のように、きちんとしたテーブル・椅子を用意できているのはイタリアン系やカフェなどのお店に留まりました。居酒屋などではむしろ、アジア的とも言える雰囲気でした。



12月に入り、国土交通省から連絡があり、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて、令和3年3月末まで占用期間を延長することができることになりました。上記のような状況にもかかわらず、ほとんどのお店が期間を更新・延長、コロナに負けない挑戦を続けることになりました。

■水戸のまちなかのこれから

今後、歩行者利便増進道路の指定に向けて、道路管理者による常設化などの検討が期待されます。そのためにも、水戸のまちなかを彩る新しい風景「水戸まちなかオープンテラス」での新しい飲食体験を、たくさんの方々にお楽しみ頂きたいと思っています。そしてそれが、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への再生に向けた一歩となれば、と願っています。

